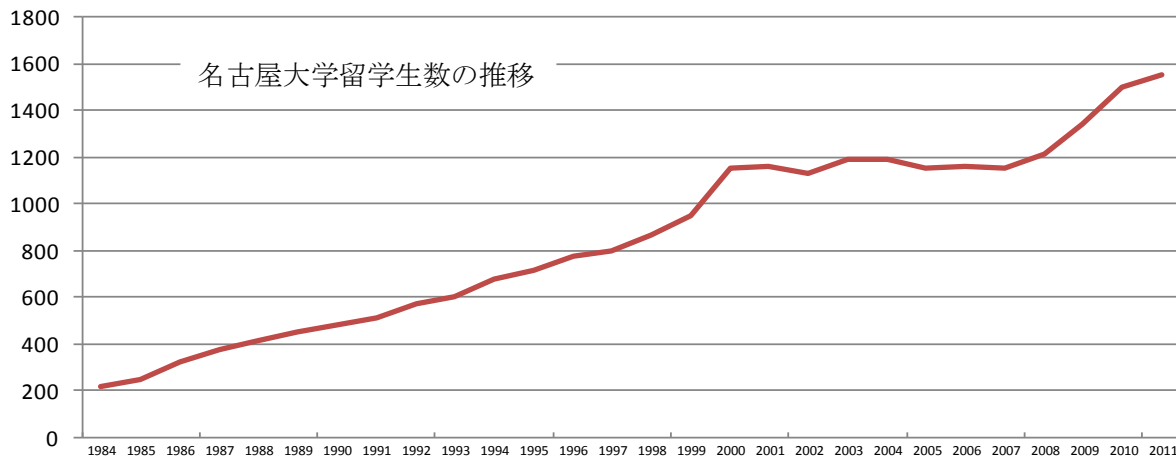


名古屋大学留学生センターにおける日本語教育

1) 学内の留学生を対象とした日本語教育

【日本語学習者の多様化】

- 全学留学生向け日本語コース 1977年～
- 日本語研修コース（6か月集中）1979年～
- 日本語・日本文化研修コース（1年集中）1981年～
- 学部生日本語授業 1984年～
- 短期(NUPACE)日本語コース 1996年～
- 日韓理工系学部予備教育コース（6か月）2000年～
- G30 学部生日本語授業 2011年～
- その他各部局が企画する留学生プログラムの日本語教育支援



☆問題点：1992年留学生センター設立時600名弱であった留学生数が2011年は1556名となったが、教員数、非常勤予算は増加していない。コースの再編をしながらやってきているが、クラスの人数が増え、予算・教室数が不足している。（留学生センター日本語教育部門教員数：6名）

2) オンラインによる日本語教材の発信

日本語教育メディア・システム開発部門（教員数：2名）：1999年設立

➤ オンラインコースの作成・運営

日本語のクラスに時間の関係などで出席できない学生・研究者・職員・教員のために提供するオンライン授業で、受講希望者にID、パスワードを発行し、成績管理を担当教師が行う。一定の基準に達した学習者には受講認定証を発行する。現在、オンライン漢字コース、読解・作文コースを開講している。

➤ Web教材の提供

JEMSのポータルサイト (<http://jems.ecis.nagoya-u.ac.jp/>) から、開発教材（WebCMJ 文法・漢字：多言語版、中級聴解教材、科学技術語彙、スマートフォン対応各種クイズ教材など）を公開しているほか、学習者に役立つ他機関のe-learning教材へのリンクもできるようになっている。国内・海外からも多数アクセスがある。

<http://jems.ecis.nagoya-u.ac.jp/>



<http://www.toyota-j.com/e-learning/>



☆問題点：定員は付いているがサーバー管理や開発教材の維持費予算もなく、外部や学内の競争的資金に毎年申請している。1度作った教材は修正・改善が必要だが、メンテナンスや改善のための費用は競争的資金を獲得しにくい。競争的資金獲得のため、常に新しい教材開発が要求され、その維持費も膨らんでいく。コンピュータのバージョンアップや新しい機器が発売されるたびに、以前作った教材が十分に対応できなくなってしまうため、その修正・改善に追われることになっている。

3) 人材育成

- ▶ 大学院教育における専門家および日本語教師養成：国際言語文化研究科2講座担当
- ▶ 地域における日本語教師養成：他大学や日本語教員養成講座を持つ機関で専門講義担当
- ▶ 地域におけるコーディネータの養成：システム・コーディネーター、プログラム・コーディネーター
- ▶ 地域におけるボランティア養成：公開講座など

☆問題点：地域の専門家として人材育成を期待され、講習会などにも呼ばれることが多いが、専門家、システム・コーディネーター、プログラム・コーディネーター、ボランティアの養成に一貫性がない。言語政策の一環として人材育成のガイドラインを示してほしい。

4) 地域貢献

【とよた日本語学習支援システムの構築・運営】

2007年度から豊田市の委託を受け、支援システムのガイドラインを策定し、交流型の教室の運営、日本語能力判定を実施している。地域住民の中から多くの支援者が育っている。

- ▶ 交流型の教室の運営：74クラス（学習者数744名、日本語パートナー453名）
- ▶ 人材育成：プログラムコーディネーター養成：43名認定
- ▶ 日本語能力判定：815名の対象者を判定
- ▶ 対象者判定テストの養成：35名が現在豊田市で活動。

☆問題点：国レベルの取り組みと豊田市の取り組みの整合性を図り、システムの拡充とさらなる普及が課題である。そのためにも、社会的認知度を高める必要がある。言語政策の一環として地域の日本語教育との連携をお願いしたい。

<http://www.toyota-j.com/>



第二回日本語教育推進会議 2012/3/12



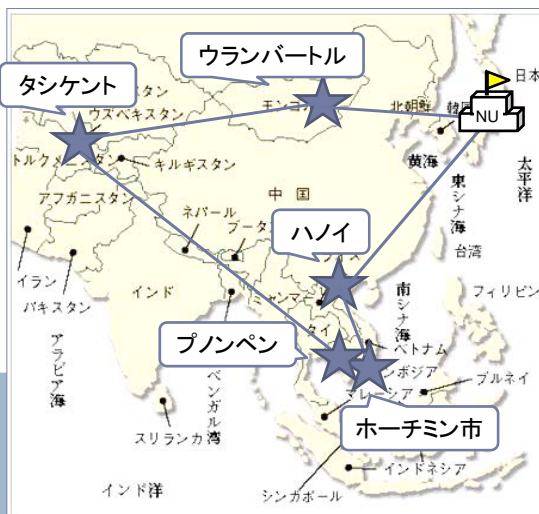
名古屋大学日本法教育研究センター 概要と提言



<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/> cjl-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

文責: 金村久美 (日本法教育研究センター運営統括部 / 日本語教育コーディネーター)

日本法教育研究センターは、 名古屋大学法学研究科の海外教育拠点です。



- ・アジア4カ国5拠点
...ウズベク・モンゴル・カンボジア
ベトナム(ハノイ・ホーチミン)
- ・名古屋大学の講師が常駐
- ・法科大学の学部生を対象
- ・日本語+日本法を学ぶ
特別コース「日本法コース」
- ・優秀者は名大大学院留学

国立大学が直営する
海外の予備教育機関

250名以上の学生が、日本語と日本法を学んでいます。



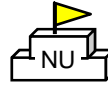
CJLウズベキスタン
(タシケント法科大学)

4年(6) 3年(7) 2年(7) 1年(29) 計50



CJLモンゴル
(モンゴル国立大学)

5年(9) 4年(7) 3年(8) 2年(9) 1年(12) 計45



大学院
留学生

| | |
|-----|-------|
| D3 | 1 |
| D2 | 3 |
| D1 | 2 |
| M2 | 6 |
| M1 | 4 |
| 研究生 | 1 計17 |



CJLカンボジア
(王立法経大学)

4年(8) 3年(10) 2年(19) 1年(25) 計62



CJLベトナム
(ハノイ法科大学)

4年(14) 3年(13) 2年(13) 1年(16) 計65

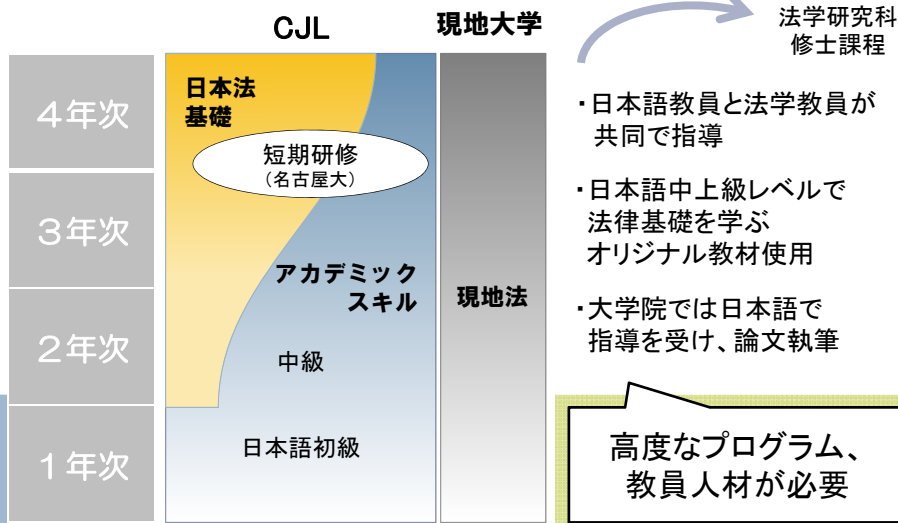
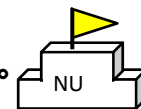


CJLホーチミン
(ホーチミン市法科大学)

1年(28) 計28

* 2012年1月現在。留学生は英語コースと名大以外を含む

日本語で日本法を学び、大学院を目指します。



専門日本語教育のニーズは？ 日本法教育研究センターの場合

社会主義国 → 市場経済への移行

西側諸国の法と社会を熟知する人材の不足



日本政府の
途上国支援

体制移行国諸国では、
広い視野と専門性を持つリーダーが必要

課題

- ・フレキシブルな日本語教育人材の育成
- ・教員の待遇改善
- ・大学の教育プロジェクトの継続性

留学生増

留学生
人材育成

日本の
プレゼンス向上

提言

国として
取り組むべき課題

言語政策の一環として専門日本語教育を行うべき